

六ヶ所ウラン濃縮工場 核燃料物質加工事業変更許可申請書の一部補正について

(新型遠心機 初期導入工事計画の変更)

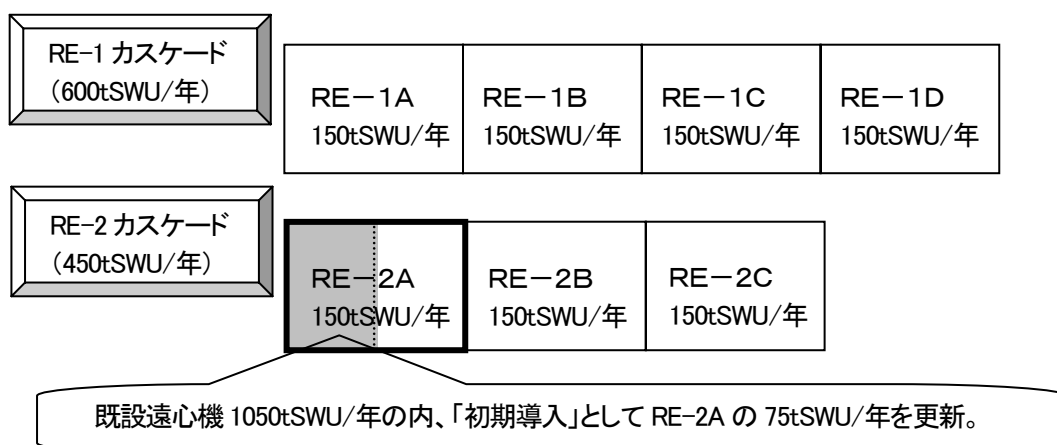
1. はじめに

- 当社は平成12年より我が国の技術者を六ヶ所村に結集し新型遠心機の開発を進めてきた。平成20年に実用化の目処がついたことから、新型遠心機をウラン濃縮工場に導入することとし、既設遠心機を新型遠心機に取り替えることとした。
- 既設遠心機は加工能力150tSWU/年ずつ(運転単位)建設してきたが、新型遠心機の導入にあたっては、開発段階で確立した製造に関わる品質確保体制の実効性を確認して着実に導入を進めることが重要であることから、「初期導入」として小規模で導入し、その後、約10年程度を掛けて1500tSWU/年を目指す考えである。
- 初期導入にあたっての手続きを順次進めており、平成20年11月には青森県知事および六ヶ所村村長から安全協定に基づく事前了解を頂き、平成20年12月には経済産業大臣に核燃料物質加工事業変更許可申請(以下、事業変更許可申請という)を行った。その後、本年6月、経済産業大臣より原子力委員長および原子力安全委員長に諮問され、現在、2次審査が行われているところである。
- 事業変更許可後は、「設計および工事の方法の認可」申請を行い、認可取得の後、新型遠心機の製造、既設遠心機の撤去工事を進めていく。
(※新型遠心機の更新概要を下図に示す。)

2. 工事計画の見直しについて

- 工事着工については、新型遠心機の製造準備、既設遠心機の撤去工事の準備作業(付着ウラン回収作業等)を慎重に進めてきた結果、時間を要したので、平成21年12月としていたものを平成22年4月とする。
- 運転開始については、着工時期を変更したこと及び撤去工事や新型遠心機の据付・調整等の工事計画の詳細を検討した結果、平成23年3月としていたものを平成23年9月とする。
- この工事計画変更の決定に伴い、事業変更許可申請書の一部補正を行った。

(※初期導入の75tSWU/年の更新については、2回に分けて半分ずつ更新することとしており、運転開始の詳細については、前半分の設備は、平成23年3月としていたものを平成23年9月とし、後半分の設備は、平成24年3月としていたものを平成24年9月とする。)



新型遠心機の更新概要図